## 1 地方税及び地方譲与税収入見込額(令和2年度)

## I地方税

## (1) 総 括 表

(単位:億円)

										( )	177 · 197/ 11/
					令	和	2 年	度			
		令和元年度	令和元年度	現行法によ		よる増減(△	)収見込額	改正法によ	令和元年度	(G)	(G) O
区	分	当初見込額	当初見込額 記込額 に対する現 行法による 増減(△)収 見込額	額		国税の改正に伴うもの		る収入見込 額 (C)+(F)	当初見込額 に対する増 減(△)収額 (G)-(A)	(A) ×100	構成割合
		(A)	(B)	(C)	(D)	(E)	(F)	(G)		(%)	(%)
1.道	府 県 税	179, 772	7, 210	186, 982	55	Δ 1	54	187, 036	7, 264	104. 0	45.6
2.市	町村税	222, 606	452	223, 058	29	Δ 1	28	223, 086	480	100. 2	54. 4
3. 合	· 計	402, 378	7, 662	410, 040	84	Δ 2	82	410, 122	7, 744	101.9	100.0

(参考1) 利子割交付金、配当割交付金、株式等譲渡所得割交付金、分離課税所得割交付金、法人事業税交付金、地方消費税交付金、ゴルフ場利用税交付金、自動車取得税交付金、環境性能割交付金及び軽油引取税交付金に相当する金額を道府県税から控除し、市町村税に加算した場合の金額は、次のとおりである。

(単位:億円)

						令	和	2 年	度			
			令和元年度		現行法によ		よる増減(△	」)収見込額	改正法によ	令和元年度		(G) Ø
区	分		当初見込額	当初見込額 に対する現 行法による			国税の改正に伴うもの		る収入見込 額 (C)+(F)	当初見込額 に対する増 減(△)収額	(A)	構成割合
				増減(△)収 見込額	(A)+(B)	<b>6</b> 0		(= / · (= /	( - / · ( - /	(G) – (A)		
			(A)	(B)	(C)	(D)	(E)	(F)	(G)		(%)	(%)
1.道	府 県	:税	151, 799	△ 55	151, 744	47	Δ 1	46	151, 790	Δ 9	100.0	37. 0
2.市	町村	· 税	250, 579	7, 717	258, 296	37	Δ 1	36	258, 332	7, 753	103. 1	63. 0
3. 合	ì	計	402, 378	7, 662	410, 040	84	△ 2	82	410, 122	7, 744	101.9	100.0

(参考2) 地方法人特別譲与税及び特別法人事業譲与税を含めた場合の合計金額は、次のとおりである。

(単位:億円)

								(+	一匹 -   忠  17
地方法人特別讓与税	21, 351	△ 21,351					_	△ 21,351	皆減
特別法人事業譲与税	_	20, 110	20, 110		Δ 1	Δ 1	20, 109	20, 109	皆増
再 計 (地方法人特別顧与視及び特別 法人事業譲与税を含む)	423, 729	6, 421	430, 150	84	Δ 3	81	430, 231	6, 502	101.5

									(	単位:億円)
				T	令 和	2 4	F 度		1	
		令和元年度	令和元年度	現行法によ	税制改正に	_よる増減(/	△)収見込額	改正法によ		
	区 分	当初見込額	当初見込額 に対する現	る収入見込 額	地方税制の	国税の改正	計	る収入見込 額	当初見込額に対する増	(A) ×100
			行法による 増減(△)収	(A)+(B)	改正による もの	に伴うもの	(D)+(E)	(C)+(F)	減(△)収額 (G)-(A)	
		( 4 )	見込額			(B)	(P)	(0)	. , (=1)	(0/)
A >>	<del>.</del>	(A)	(B)	(C)	(D)	(E)	(F)	(G)		(%)
A 道 所 (I)普										
1.道		55, 447	△ 2,313	53, 134				E9 194	△ 2,313	95. 8
1. 但	個人均等割	952	2,313	963				963		101. 2
	所 得 割	43, 759	736	44, 495				44, 495		101. 2
	法人均等割	1, 417	29	1, 446				1, 446		101. 7
		5, 283						-		61. 8
	法 人 税 割 利 子 割	5, 203		3, 265 416				3, 265		74. 6
	型 · 当 · 割 · · · · · · · · · · · · · · · ·	1, 815		1, 636				1,636		90. 1
	株式等譲渡所得割	1, 663		913				913		54. 9
2.事		43, 306	101	43, 407		△ 1	△ 1			100. 2
2. #	個 人	2, 101	56					2, 157		100. 2
{	法人	41, 205	45			△ 1	△ 1	-		102. 7
3.地		48, 624	9, 586	58, 210				58, 210		119. 7
7	譲 渡 割	33, 490	8, 896	42, 386				42, 386		126. 6
{	貨物割	15, 134	690	15, 824				15, 824	,	104. 6
4. 不	動産取得税	4, 229	28	4, 257				4, 257		100. 7
	府県たばこ税	1, 429	6					1, 435		100. 4
	ルフ場利用税	417		<u> </u>				411		98. 6
	動車取得税 (~R1.9)	870		_	_	_	_	_	<u> </u>	皆減
8. 軽	油 引 取 税	9, 537	49	9, 586	55		55	9, 641	104	101. 1
9. 自	動 車 税	15, 902	606					16, 508		
(	自動車税(~R1.9)		△ 15, 240		_	_	_	<u> </u>	△ 15, 240	皆減
$\downarrow$	環境性能割	519	695	1, 214				1, 214		233. 9
	種 別 割	143	15, 151	15, 294				15, 294	15, 151	10, 695. 1
10. 鉱	区税	3	0	3				3	0	100.0
11. 固分	定資産税(特例分等)	55	21	76				76	21	138. 2
普	通 税 計	179, 819	7, 208	187, 027	55	Δ 1	54	187, 081	7, 262	104.0
(Ⅱ) 目	的税									
1. 狩	猟 税	8	<u>△</u> 1	7				7	Δ 1	87. 5
目	的 税 計	8	<u>△</u> 1	7				7	Δ 1	87. 5
(Ⅲ) 道	府県税小計	179, 827	7, 207	187, 034	55	Δ 1	54	187, 088	7, 261	104.0
(IV) 東日	日本大震災による減免等	△ 55	3	△ 52				△ 52	_	_
(V) 道	府 県 税 計	179, 772	7, 210	186, 982	55	△ 1	54	187, 036	7, 264	104.0
	道府県民税」のうち	· ·							· ·	

<sup>\*</sup> 

<sup>「1.</sup> 道府県民税」のうち、「法人税割」の(B) 欄には、交付税原資化の拡大による減収額が含まれている(△1,700億円程度)。 「3. 地方消費税」の(B) 欄には、地方消費税率の引上げによる増収額が含まれている(8,900億円程度)。 「3. 地方消費税」のうち、「譲渡割」及び「貨物割」の(B) 欄には、不足額調整(譲渡割と貨物割の一方について還付金等に係る控除不足額が生じた場合、その控除不足額を他方の都道府県に払い込むべき額から控除するもの)の見込額が含まれている。 「9. 自動車税」のうち、「環境性能割」及び「種別割」については、R1.10.1以降の適用であるため、令和元年度当初見込額と令和2年度収入見込額の単純な比較はできない。

				令 和	2 5	F 度			
		A.T 5-3-			 よる増減(∠		-/	A =	( - )
	令和元年度	令和元年度 当初見込額	現行法によ る収入見込	Williag II. (c	- 5 0-11/2 (2	17-12/12/13/19	改正法によ る収入見込		$\frac{(G)}{\longrightarrow} \times 100$
区分	当初見込額	に対する現 行法による	額		国税の改正 に伴うもの	計 (D)+(E)	額 (C)+(F)	に対する増 減(△)収額	(A)
		増減(△)収 見込額	(A)+(B)	もの	> 0 -	(= / . (= /	( - ) . ( - )	(G)-(A)	
	(A)	(B)	(C)	(D)	(E)	(F)	(G)		(%)
B市町村税									
(I) 普 通 税									
1.市 町 村 民 税	102, 584	△ 2,086	100, 498		$\triangle$ 1	$\triangle$ 1	100, 497	△ 2,087	98. 0
(個人均等割	2, 220	24	2, 244				2, 244	24	101. 1
所 得 割	80, 015	1, 481	81, 496				81, 496	1, 481	101. 9
法人均等割	4, 235	127	4, 362				4, 362	127	103. 0
法 人 税 割	16, 114	△ 3,718	12, 396		Δ 1	$\triangle$ 1	12, 395	△ 3,719	76. 9
2.固 定 資 産 税	91, 593	1, 942	93, 535	25		25	93, 560	1, 967	102. 1
土地	34, 707	248	34, 955	12		12	34, 967	260	100. 7
家屋	39, 005	1, 258	40, 263	12		12	40, 275	1, 270	103. 3
償 却 資 産	17, 009	443	17, 452	1		1	17, 453	444	102.6
純固定資産税小計	90, 721	1, 949	92, 670	25		25	92, 695	1,974	102. 2
交 付 金	872	△ 7	865				865	△ 7	99. 2
3.軽 自 動 車 税	2, 699	174	2, 873				2,873	174	106. 4
軽自動車税(~R1.9)	2, 668	△ 2,668	_	_	_	_	_	△ 2,668	皆減
環境性能割	31	87	118				118	87	380. 6
種 別 割	_	2, 755	2, 755				2, 755	2, 755	皆増
4. 市町村たばこ税	8, 745	41	8, 786				8, 786	41	100. 5
5. 鉱 産 税	17	$\triangle$ 2	15				15	$\triangle$ 2	88. 2
6. 特別土地保有税	2	0	2				2	0	100. 0
普 通 税 計	205, 640	69	205, 709	25	△ 1	24	205, 733	93	100.0
(Ⅱ) 目 的 税									
1.入 湯 税	224	6	230				230	6	102.7
2.事 業 所 税	3, 791	93	3, 884				3, 884	93	102.5
3.都 市 計 画 税	13, 130	297	13, 427	4		4	13, 431	301	102. 3
4.水利地益税等	0	0	0				0	0	0.0
目 的 税 計	17, 145	396	17, 541	4		4	17, 545	400	102. 3
(Ⅲ) 市町村税小計	222, 785	465	223, 250	29	$\triangle$ 1	28	223, 278	493	100. 2
(IV) 東日本大震災による減免等	△ 179	△ 13	△ 192				△ 192	_	_
(V) 市 町 村 税 計 ※ 「1 市町村民税」のうた	222, 606	452 割」の(B)欄は	223, 058			28	223,086		100. 2

(参考)

( >	3,														()	単位:億円)
個	人	住	民	税	130	, 982		1, 181	132, 163					132, 163	1, 181	100. 9
	方法人二 与税・特				89	, 605	Δ	6, 776	82, 829	$\triangle$	3	Δ	3	82, 826	△ 6,779	92. 4
ſ	地力	7 法	人 -	二税	68	, 254	Δ	5, 535	62, 719	$\triangle$	2	Δ	2	62, 717	△ 5,537	91. 9
{	地方	法人朱	<b></b>	与税	21	, 351	Δ	21, 351	_					_	△ 21,351	皆減
l	特別	法人事	4業譲	与税				20, 110	20, 110	Δ	1	Δ	1	20, 109	20, 109	皆増

<sup>\*</sup> 「個人住民税」は、個人道府県民税(均等割、所得割、利子割、配当割及び株式等譲渡所得割)と個人市町村民税(均等割及び所得割)

の合計額である。 ※ 「地方法人二税」は、法人道府県民税(均等割及び法人税割)、法人市町村民税(均等割及び法人税割)及び法人事業税の合計額である。

(単位:億円)

								(中位・12011)
区	分	令和元年度当初見込額	令和元年度 当初対する に対法に公) 行法減(△) 増減込額	現行法によ る収入見込 額 (A)+(B)	制度改正に よる増減 (△)収見 込額	改正法によ る収入見込 額 (C)+(D)	令和元年度 当初見込額 に対する増 減(△)収額 (E)-(A)	$\frac{\text{(E)}}{\text{(A)}} \times 100$
		(A)	(B)	(C)	(D)	(E)		(%)
1.地方揮発	油譲与税	2, 472	△ 83	2, 389		2, 389	△ 83	96. 6
2.石油ガン	ス譲与税	72	Δ 9	63		63	△ 9	87. 5
3.自動車重	量譲与税	2, 742	103	2, 845		2, 845	103	103.8
4.航空機燃	料譲与税	149	5	154		154	5	103. 4
5.特別とん	返譲与税	137	Δ 11	126		126	Δ 11	92. 0
6.森 林 環 均	意譲 与税	200	0	200	200	400	200	200. 0
7.特別法人事	<b>事業譲与税</b>	_	20, 110	20, 110	Δ 1	20, 109	20, 109	皆増
8.地方法人特	<b></b>	21, 351	△ 21, 351	_		_	△ 21, 351	皆減
合	計	27, 123	△ 1,236	25, 887	199	26, 086	△ 1,037	96. 2

<sup>※</sup> 地方揮発油譲与税には、地方道路譲与税を含む。

<sup>※</sup> 特別法人事業譲与税には、特別法人事業税及び特別法人事業譲与税に関する法律(平成31年法律第4号)に基づき、令和2年度 特別法人事業譲与税譲与金として譲与される額を計上している。